

【令和4年8月29日実施】

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

文部科学省国立教育政策研究所の調査によると、男女ともに小学生の約半数が、半年の間に「仲間はずれ・無視・陰口」の被害を経験しており、また、小学4年生から中学3年生になるまでの6年間で「仲間はずれ・無視・陰口」を経験しなかった児童生徒は被害も加害も9.6%にとどまることから、ほとんどの子どもが被害も加害も経験していると考えられます。(令和3年版子供・若者白書)

令和元年度におけるいじめの認知件数は、約61万2,000件にのぼっており文部科学省は、これまでも各種通知などにおいて、都道府県・指定都市教育委員会や学校などに対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援、全ての学校でのいじめに関する「アンケート調査」の実施、いじめが生じた際には問題を隠さず学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、問題行動に対しては懲戒・出席停止を含め毅然とした対応をとることなどを求めてきています。(同)

学校でのいじめはどのような背景、原因で起こると考えられるのか、社会学的な要因、集団心理的な要因、加害者側の心理、被害者側の心理などいろいろな観点からグループで話し合ってください。

また、いじめに対する対策について心理学の視点からどのような取り組みが考えられるか、被害者へのアプローチ、加害者へのアプローチ、集団へのアプローチなど視点から考え、グループで意見をまとめてください。